

公開ゼミ 第1問

Xは、料理店に勤めるA女と馴染みになり、夫婦約束までしていたが、遊興費が嵩んで借金をしたうえ、両親からAと別れるように迫られ、次第にAが重荷を感じるようになってきた。

そこで、Xは、過去の放縦な生活を一切清算しようと考え、平成22年11月7日、Aに別れ話を持ちかけたが、Aは、それに全く応ぜず、いっそ心中しようと、Xに対し、申し出た。Aの熱意に押されたXは、困り果てた末、一旦はそのつもりになったものの、同月10日には、もはやXの気は変わり、心中する意思はなくなっていた。

それにもかかわらず、同日午後3時頃、Xは、Aを伴って、W県N郡におけるP山中の滝付近に赴いたが、Aが自己を熱愛し心中してくれるものと信じているのを奇貨とし、Aとの関係断絶のため、Aのみを毒殺しようと企て、事前に用意していた猛毒である致死量相当の青化ソーダを手渡し、自分もすぐに追死するかのように装って、これをAに嚙下させた。そしてAは、当該青化ソーダの中毒により即死した。

Xの罪責を論ぜよ。なお、特別法の検討はしなくてよい。

参考判例：最高裁第二小法廷 昭和33年11月21日